

23区で利用できる女性採用・定着 事業・施策

【募集前】女性の応募を増やすために準備すべきこと

名称・内容	支援内容	問合せ先
日本商工会議所・東京商工会議所 発行 「中小企業のための女性活躍推進ハンドブック」 	働く女性が入社から退職までの間に抱える様々な課題に対応しながら、さらに活躍の場を広げるために、中小企業経営者の方々に理解していただきたいことをまとめた参考資料。	日本商工会議所 東京商工会議所 産業政策第二部 03-3283-7940
日本商工会議所 女性活躍推進法に基づく「行動計画策定ツール（商工会議所版）」	中小企業による一般事業主行動計画の策定を支援することを目的としたツール。中小企業を想定した課題認識例や取り組み例を多数掲載。日本商工会議所のポータルサイトでは行動計画策定企業のPRにも協力。	
内閣府 男女共同参画局 「女性応援ポータルサイト女性の活躍を実現する企業風土づくり」 URL : http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/ouen/company/promotion/	女性活躍推進に向けた企業風土づくりに役立つ助成制度などを総合的に紹介。	内閣府 男女共同参画局 03-5253-2111
厚生労働省委託事業 ポジティブ・アクション情報ポータルサイト 「女性の活躍推進状況診断」 URL : http://positiveaction.mhlw.go.jp/check/	自社の女性活躍推進状況を他社と比較できる。また、Q & A 集には「女性の応募が少ない」「理系女性を確保したい」など課題ごとに対応策を記載。	厚生労働省 (サイト管理者：東京海上日動 リスクコンサルティング㈱) 【注1】
厚生労働省 委託事業 「中小企業のための女性活躍推進事業」 	中小企業に対して「女性活躍推進法」に基づく行動計画策定、「えるぼし」認定取得等について以下のメニューを無料で支援。 ・全国説明会 ・アドバイザーによる電話相談、企業訪問等によるフォロー	一般財団法人女性労働協会 (厚生労働省委託) 女性活躍推進センター 東京事務局 03-3456-4412
東京都「東京都女性活躍推進白書」 	女性の職場や地域での活躍の現状を明らかにし、女性の活躍推進に向けた取組の方向性まで総合的に取りまとめて記載。	東京都 生活文化局 都民生活部 男女平等参画課 03-5388-3189

【募集時】女性の採用に向けた効果的なPR方法

名称・内容	支援内容	問合せ先
東京商工会議所 「東商ジョブサイト」 URL : https://www.cci-job.net/  	女性の再就職希望者に対して、企業情報や募集要項、インターンシップ・職場体験情報、会社説明会情報等を公開することが可能です。	東京商工会議所 人材支援センター 03-3283-7640
日本商工会議所 「光る！リーダーシップ！」 ～若者・女性の活躍推進に向けた中小企業の取り組み事例紹介～ URL : http://www.jcci.or.jp/sme/labor/youthandwoman/leadership/	女性活躍推進に取り組んでいる商工会議所会員企業などを紹介。就活中の女性にアピールすることが可能。	日本商工会議所 産業政策第二部 03-3283-7940
厚生労働省 「女性の活躍・両立支援 総合サイト」 URL : http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/	女性活躍推進・両立支援に取り組む企業の行動計画や事例集などを掲載。	厚生労働省 (サイト管理者：東京海上日動 リスクコンサルティング㈱) 【注1】
厚生労働省 「女性の活躍推進企業データベース」 URL : http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/ 	データベースでは企業の女性活躍の状況や働き方についてのデータを見ることができます。また、自社の女性活躍の取組状況を求職者などにアピールすることが可能。	
マザーズハローワーク東京 「マザーズハローワーク東京 事業主の方へ」 URL : http://tokyo-mother.jsite.mhlw.go.jp/jigyounusi.html (注) 全国のハローワークにお申込みいただいた求人は『マザーズハローワーク東京』にも自動配信されます	年間約5,000人（およそ7割が子育て中の方）に利用されています。子育てへの理解と就業規則等で配慮いただける事業所へ人材を紹介します。	マザーズハローワーク東京 求人担当 03-3409-8609
東京都 東京しごとセンター 「女性しごと応援テラス」 URL : http://www.tokyoshigoto.jp/category.php?page_id=156	通常の求人募集のほか、交流会への参加、職場体験の受け入れにより、自社ニーズに合った人材の採用が可能。	東京しごとセンター 飯田橋 (受託事業者：㈱パソナ) 03-5211-2856

【注1】お問合せについては、サイト内の「お問合せフォーム」をご利用ください。
 その他、子育てサポートは「くるみん」「プラチナくるみん」、女性の活躍推進は「えるぼし」の認定を取得し、マークを使うことで、自社の取組をアピールできます。
 【注】男女雇用機会均等法により、募集又は採用に当たって、「女性歓迎」等の表示を行うことは性別を理由とする差別として原則禁止されています。これに対してポジティブ・アクションとは、個々の企業において、固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から男女労働者間に事実上生じている差を解消することを目的に行われる取り組みのことで、この場合、「女性のみを対象にした取り組み」などの表記が可能となります。

【東商事業】仕事と家庭の両立のために

	名称・内容	支援内容	問合せ先
商工会議所 「CLUB CCI」 【育児支援メニュー】 例	育児相談ダイヤル	無料ダイヤルで未就学児までの育児・子育てに関する様々な相談可能。 <相談例> ●離乳食のすすめ方を教えてください ●しつけ方法についてアドバイスがほしい	東京商工会議所 福利厚生 支援センター 03-3283-7900
	育児用品レンタル補助制度	育児用品(ベビーベッドやチャイルドシート)のレンタルを20%補助	
	月極保育補助制度 mammy	4才未満の月極保育料最大20,000円補助 ※当サービス指定事業者・施設のみ利用可能。利用確約をするものではありません。	
	一時保育補助制度 チケット300	ベビーシッターサービスや保育施設の一時保育を利用する際に1時間につき300円引き ※当サービス指定事業者・施設のみ利用可能。利用確約をするものではありません。	
	学童保育補助制度 キッズd o	学童保育の補助チケット 500円券を300円で購入可能 ※当サービス指定事業者・施設のみ利用可能。利用確約をするものではありません。	
商工会議所 「CLUB CCI」 【介護支援メニュー】 例	介護デスク	無料ダイヤルで介護に関するあらゆる質問・相談にお答えいたします。 <相談例> ●介護保険制度について ●有料老人ホームや高齢者専用賃貸住宅の紹介	
	介護補助金制度 ぶらす	介護保険支給限度額を超えた分に対して1ヶ月最大50,000円補助 ※要介護度によって補助金額が変わります ※指定業者の介護サービスを利用した場合に限ります	

※上記内容は、東京商工会議所 会員限定 総合型福利厚生代行サービス「CLUB CCI」パッケージプラン（別途会費）のメニューの一部になります。当個別内容のみのご利用はできません。

【助成金】仕事と家庭の両立支援関係

名称・内容	支援内容	問合せ先
「両立支援等助成金（育児休業等支援コース）」 I 育児取得時・職場復帰時： 「育児休業支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育児休業を取得、職場復帰させた中小企業事業主に支給 II 代替要員確保時： 育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給	I：育児取得時 28.5万円<36万円> 職場復帰時 28.5万円<36万円> 育児取得者の職場支援の取組をした場合 1.9万円<2.4万円> ※「職場復帰時」に計算して支給 ★1企業2人まで支給（無期契約労働者1人、有期契約労働者1人） II：支給対象労働者1人当たり 47.5万円<60万円> 支給対象労働者が有期契約労働者の場合 9.5万円<12万円> 加算 ★支給対象期間：5年間 ★支給人数：1年度当たり10人まで 【注】 < >の金額は「生産性要件」を満たしている場合に適用	東京労働局 雇用環境・均等部 企画課 助成金係 03-6893-1100
「両立支援等助成金（再雇用者評価処遇コース）」 妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に支給	【再雇用者1人目】 継続雇用6か月後 19万円（24万円）（中小企業以外14.25万円（18万円）） 継続雇用1年後 19万円（24万円）（中小企業以外14.25万円（18万円）） 【再雇用者2～5人目】 継続雇用6か月後 14.25万円（18万円）（中小企業以外9.5万円（12万円）） 継続雇用1年後 14.25万円（18万円）（中小企業以外9.5万円（12万円）） 【注】 < >の金額は「生産性要件」を満たしている場合に適用	
「両立支援等助成金（出生時両立支援コース）」 男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、かつ、男性労働者に子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得させた事業主及び育児目的休暇を導入し男性労働者に利用させた事業主に対して助成	①男性労働者の育児休業 【1人目の育児取得 57万円（72万円）（中小企業以外28.5万円（36万円）） 【2人目以降10人目まで】 ※日数により支給金額が異なります。詳細はお問い合わせください。 （中小企業以外） ※日数により支給金額が異なります。詳細はお問い合わせください。 ※1企業あたり1年度10人まで支給 ②育児目的休暇 28.5万円（36万円）（中小企業以外14.25万円（18万円）） ※1企業1回まで支給 【注】 < >の金額は「生産性要件」を満たしている場合に適用	
「両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）」 女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」「数値目標」の達成に向けた取組目標を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に支給	★女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画の届出等を行い、目標を達成した事業主が支給対象 【加速化Aコース】 ※取組目標達成時 中小企業が行動計画期間内に取組目標を達成 28.5万円<36万円> 【加速化Nコース】 ※数値目標達成時 ・中小企業が取組目標達成時から3年以内に数値目標を達成し達成状況を公表 28.5万円<36万円> ・女性管理職比率が基準値以上に上昇した場合 中小企業の場合は47.5万円<60万円> 中小企業以外の場合は28.5万円<36万円> 【注】 < >の金額は「生産性要件」を満たしている場合に適用 ※中小企業とは、常時雇用する労働者数300人以下の企業	
「両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）」 仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限制度の利用を円滑にするための取組を行った事業主に支給	★厚生労働省が指定する様式を使用し、所定の取組を実施していることが必要 介護休業の利用： 中小企業の場合は57万円<72万円> 中小企業以外の場合は38万円<48万円> 介護制度の利用： 中小企業の場合は28.5万円<36万円> 中小企業以外の場合は19万円<24万円> 【注】 < >の金額は「生産性要件」を満たしている場合に適用	
「テレワーク活用・働く女性応援助成金」 女性の新規採用・職域拡大を目的とした設備等の整備や、働き方改革の推進に向けたテレワーク環境の整備を行った事業主に支給 (1) 女性の活躍推進コース (2) テレワーク活用推進コース	(1) 女性の新規採用・職域拡大を目的とした設備等の整備 限度額：500万円 助成率：2/3 ※都内に勤務する常時雇用する労働者が2名以上かつ300名以下で都内に本社または事業所をおく中小企業等。※他要件あり (2) テレワーク機器導入事業： 在宅勤務、モバイル勤務等を可能とする情報通信機器等の導入によるテレワーク環境の整備 限度額：250万円・助成率：1/2 サテライトオフィス利用事業： サテライトオフィスでのテレワーク導入に伴う民間サテライトオフィスの利用 限度額：250万円・助成率：1/2 ※都内に勤務する常時雇用する労働者が2名以上かつ999名以下で都内に本社または事業所を置く中堅・中小企業等。※他要件あり。	東京しごと財団 雇用環境整備課 職場環境整備担当係 03-5211-2397

※内容が変更や終了となっている場合もございますので、必ず事前にお問い合わせください。